

第9回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 8月7日(木) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由理子
5番 阿 部 喜一郎	6番 阿 部 純 子
	8番 生 方 大 助
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜久代
11番 金 井 繁 行(会長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	14番 赤 石 初 雄
15番 小 林 由喜子	

・欠席

7番 木 内 和 男

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
副主査	宮 下 和 哉

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時28分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日、7番 木内和男委員より欠席の届け出がございました。
在任委員15名中、現在の出席委員は14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
本日は、お忙しい中総会に参加いただきありがとうございます。資料を見ると、今月は結構なボリュームがありますので、慎重なご審議のほどよろしくをお願いいたします。
それではただいまより、第9回農業委員会総会を開会いたします。
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時30分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、3番 都所一郎委員
5番 阿部喜一郎委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後1時30分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時33分
議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

事務局次長 よろしいでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局次長 いま説明が終わったところですが、最初の総会になりますので、内容について説明をさせていただきます。

こちらの議案については、農地法第3条の申請ということで説明をさせていただきました。農地法第3条というのは、農地を農地として所有権移転等を行うものです。そのため、基本的には農業者の方でないと農地は取得できないものになります。

なお、今年の4月から下限面積が撤廃になり、以前はある程度農地を持っていないとならなかったところ、4月からは農地を持っていない方でも申請することが可能となりましたが、それ以外の許可要件については今までどおりとなっております、今後も耕作をきちんとしていける方が農地を取得できるものになりますので、その点を踏まえてご審議いただければと思います。

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

議長 沼田市の認定新規就農者とありますが、市外の方でも認定されるのでしょうか。

事務局長 1番の方は、元は市外の方ですが、市内に転居する予定と聞いています。

議長

わかりました。

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして2番

15番委員

この件について、市外の方で新規就農となっておりますが、沼田市で新規就農するということでしょうか。農作業歴が8年ということですが、市外ですでに経験しているということでしょうか。

事務局員

こちらの方ですが、元は自宅で花やハーブの苗を育てて販売している方になります。沼田市内では、所有する山林の開拓を進めながら苗の栽培や養蜂等をしていたようですが、今回そこに近い場所を所有する方から話があり、申請することにしたようです。

事務局次長

恐らく、元々農地は保有していない方と思われます。今までは農地を取得することはできませんでしたが、下限面積が撤廃されたことで、申請を行ったものと思われます。

15番委員

わかりました。

議長

2番については、現在の経営面積はゼロとなっておりますが、申請に問題は無いのでしょうか。

事務局次長

今年の4月から下限面積が撤廃されましたので、農業ができる状態であれば申請が可能となっております。

議長

わかりました。

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第33号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

こちらの案件ですが、沼田市内の土地を市外の方が所有していたということでしょうか。

事務局員

こちらの土地ですが、この方が相続によって取得したものになります。

議長

わかりました。

議長

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第34号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第35号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第35号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 9件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

議長

土地の表示で現況が宅地となっておりますが、写真を見ると碎石があつて宅地のようになっていますが、これは問題ないのでしょうか。

事務局員

こちらの案件ですが、過去に許可を受けて転用しており、元は建物がありました。登記をしておらず、建物は現在取り壊されている状態です。

そのため、今回のような場合は改めて許可を取り直していただく必要があります。

議長

わかりました。

他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

続きまして4番

5番

6番

関連がありますので7番・8番・9番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第36号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第37号「公売農地の農地法第5条買受適格証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第37号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第37号「公売農地の農地法第5条買受適格証明願について」は、願い出のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第38号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいた

します。

1番委員 最近になって集中豪雨が多くなっていますが、排水の計画はどのようになっているのでしょうか。

事務局長 都市計画課に太陽光発電に関する申請があり、計画についてはその審査を受けているものになります。許可書についても、審査終了と同じタイミングで交付するものとなります。

1番委員 わかりました。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第38号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第38号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時35分

5. 協議事項

- (1) 沼田市農業経営改善計画認定審査会委員の推薦について
- (2) 沼田市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- (3) その他

6. 連絡事項

- (1) 沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議について
- (2) 令和5年度農業委員会研修会について

- (3) 農業振興船津賞候補者推薦について
- (4) 沼田市環境審議会委員の推薦について
- (5) 行事予定について
- (6) その他

7. 閉 会

終了 午後 3 時 2 0 分